

令和8年度 よこはま夢ファンド 組織基盤強化助成金 募集要項

1 組織基盤強化助成金の概要

団体の組織基盤の安定や強化を図ることにより、市民公益活動の活性化へと繋げることを目的として、よこはま夢ファンド（横浜市市民活動推進基金）へ寄せられた寄附金を活用して、特定非営利活動法人の組織基盤強化に関する取組の実施にかかる費用を助成します。また、横浜市からファシリテーターを派遣し、実施した組織基盤強化に関する取組について、前年度の自己評価での気づきや見えてきた課題等を踏まえた振り返り（最終自己評価）を行います。

2 組織基盤強化に関する取組の実施にかかる費用の助成について

(1) 助成対象となる団体

- ・よこはま夢ファンドに登録された特定非営利活動法人
 - ・令和6年度NPO組織基盤強化講座（令和7年3月に実施）の受講団体
 - ・令和7年度組織基盤強化支援自己評価（令和7年7月～11月のうち2回実施）の実施団体
- 上記3つの条件を満たしている団体を対象とします。

(2) 助成金申請の年度

助成金の申請年度は、自己評価を実施した翌年度又はその翌々年度のいずれかを選択することとします。

例)

- ・令和7年度自己評価を実施 ⇒ 令和8年度組織基盤強化助成金を活用（今回の募集時に申請）
または
- ・令和7年度自己評価を実施 ⇒ 令和9年度組織基盤強化助成金を活用（次回の募集時に申請）

(3) 助成対象となる取組

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施する、団体の組織基盤強化に関する取組を対象とします。

〈取組の例〉

ア 人材

- (ア) 代表理事や事務局長等の一個人に依存した体制を改善することを目的とした、既存スタッフの育成や新たな人材の受け入れ体制の整備
- (イ) 確実な事務処理を行うための、労務・会計等の事務処理を行う担当者のスキルアップの実施
- (ウ) 事業や活動にかかる人材を増やすための、スタッフやボランティアが参加しやすい、活動しやすい組織への移行 等

イ 資金

- (ア) 新たな会員を増やし、会費収入を増やすための仕組み作り
- (イ) 寄附者から、新たに又は持続的に寄附を受けるための仕組み作り
- (ウ) 第3者を入れた、収入構造の見直し 等

ウ 情報

- (ア) 現在の活動をより広めるため、今後の事業の対象者となりえる層のニーズ調査の実施
- (イ) 団体の支援者を増やすため、団体のミッションや活動内容、その背景となる社会的課題・地

域課題を広く知ってもらうための広報ツールの制作

※広報ツールの制作にあたっては、助成金を使って単にリーフレットの印刷やホームページの立ち上げや改修を行うことにとどまらず、制作までのプロセスを重視し、事業計画に加えてください。

- ・団体構成員が話し合い、団体の資源や強み、優先的に伝えるべきことの把握
- ・広報ツールの素材調査・取材
- ・有効的な広報戦略の立案

エ その他、団体の組織基盤強化を目指した取組

(ア) 団体のミッションを着実に実現するための、団体の中期目標・中期計画の作成

(イ) 団体の組織基盤強化を目指すため、自己評価時と同一のファシリテーターに支援を依頼し、団体内の話し合いを行う

(ファシリテーターの支援目的及び役割が明確である場合に限る。)

(4) 助成金額

1件あたりの助成金上限額は、300,000円とします。

(5) 対象となる経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施する、団体の組織基盤強化に関する取組の経費とします。

ただし、他の助成制度による助成を受けている取組の経費については対象になりません。

また、(3) 助成対象となる取組のうち、「エ(イ) 自己評価時と同一のファシリテーターに支援を依頼し、団体内の話し合いを行う」を実施取組として行う場合、団体からファシリテーターに支払う報酬・謝金についての当該助成金の対象経費となる額は、15,000円／時間かつ合計180,000円を上限とします。

(6) 申請可能件数

1団体につき、1件（取組）とします。

なお、1団体あたりの交付回数は1回のみです。これまでに組織基盤強化助成金交付を受けたことがある団体は、組織基盤強化助成金に再度申請することはできません。

(7) 助成件数(予定)

3件

※申請状況や選考結果によっては、助成対象件数が上記と異なる場合がありますので御了承ください。

3 最終自己評価の実施について

交付団体は、助成対象事業の実施期間（令和8年4月1日から令和9年3月31日）において、最終自己評価を行う必要があります。

最終自己評価を行うことで、実施した組織基盤強化に関する取組について、前年度の自己評価での気づきや見えてきた課題等を踏まえた、振り返りを行うことができます。この振り返りを経ることで、組織基盤の更なる強化へと繋げます。

最終自己評価の実施期間は、事業終了前に行えるよう、団体と調整をして決めます。なお、事業を令和9年3月末まで行う団体については、最終自己評価を令和9年1～3月頃に行えるよう、調整します。

最終自己評価の際は、原則として、前年度の自己評価に参加したファシリテーターを横浜市から再度

派遣することとし、最終自己評価の実施前に、派遣ファシリテーターとの事前打ち合わせを行います。
(ファシリテーター派遣にあたっての詳細の流れについては、交付団体に対し、別途お知らせします。)
また、最終自己評価の際のファシリテーター派遣にあたって、必要となる費用については、横浜市からファシリテーターに支払をするため、交付団体が支出する必要はありません。

4 審査

(1) 審査方法

横浜市市民活動運営支援事業部会及び横浜市市民協働推進委員会で、審査基準に基づき審査を行い、横浜市が助成先及び助成金額を決定します。

(2) 横浜市市民協働推進委員会及び横浜市市民活動運営支援事業部会】

ア 横浜市市民協働推進委員会(委員長を除き五十音順)

	委員名	役職
委員長	齊藤 ゆか	神奈川大学 人間科学部 教授
委員	新垣 二郎	横浜市立大学 国際教養学部 准教授
委員	菊池 賢児	戸塚区連合町内会自治会連絡会 会長
委員	後藤 智香子	東京都市大学 環境学部 准教授
委員	関山 隆一	特定非営利活動法人もあなキッズ自然楽校 理事長
委員	高橋 敬太郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
委員	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
委員	森川 正信	関内イノベーションイニシアティブ株式会社 代表取締役

イ 横浜市市民活動運営支援事業部会(五十音順)

	委員名	役職
部会長	大塚 朋子	特定非営利活動法人こまちぶらす 理事
推進委員	関山 隆一	特定非営利活動法人もあなキッズ自然楽校 理事長
推進委員	高橋 敬太郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
専門委員	渕元 初姫	法政大学ボアソナード記念現代法研究所 客員研究員 NPO 法人サードプレイス 理事
専門委員	八木 勇也	横浜信用金庫 営業統括部 地域連携課 リーダー

(3) 審査基準

次の審査基準に基づき、審査を行います。

評価項目	配点		説明
	点	換算式	
必要性	5	× 2	・自団体の現状の課題を把握した上で、組織基盤強化に取り組む目的・取組内容が記載されているか。 ・取組内容や経費は、団体にとって必要性を充分に踏まえたものとなっているか。過分な経費となっていないか。
活動の継続性及び発展性	5	× 2	・団体の活動が、団体の自主的・自発的な思いやきっかけによって、地域や市民への還元のために開始されたものか。 ・助成金を受けることで、現在の活動が安定し、より幅広いサービスの提供や、活動範囲の拡大などに繋がっていく可能性があるか。
公益性	5		・団体の活動が、不特定多数の人の利益に供し、先駆性、独創性、専門性など市民公益活動としての特性が生かされる活動を行っているか。
公開性	5		・取組の内容や経費の用途に関し、誰もが理解できるような表現がされているか。 ・団体の事業報告書等が所轄庁に提出されているか。
計	30 (× 5人)		

(4) 基準点数

横浜市市民活動運営支援事業部会における評価点の満点 (30 点× 5 人=150 点) の 6 割の 90 点を基準点とします。評価点の合計点が基準点 (90 点) を超えた団体について、評価点が高い順に 3 件を交付団体とします。

5 手続について

P. 6 「令和 8 年度 よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金の手続について」を参照してください。

6 提出方法について **※申請内容について事前に確認いたします。**

よこはま夢ファンド担当まで書類一式（データ）をメールにてお送りください。

申請内容について確認事項や修正箇所がある場合は御連絡をいたします。

確認終了後、修正が完了した書類一式のデータをメールにて受領します。

【送付先】※郵送の必要はございません。

メールアドレス : sh-fund@city.yokohama.lg.jp

件名 : 「【送付】R8 組織基盤強化助成金申請書類（団体名を御記入ください）」

(提出期限 : **令和 8 年 1 月 15 日（木）17 時まで**)

※メールに添付できるファイルサイズ上限は、概ね【7MB】までとなっています。データサイズが大きい場合は、圧縮していただくか、複数回に分けてお送りください。

※事務局による申請内容の確認なしの申請書類は受付けておりませんので、御了承ください。

※締め切り日は申請が集中しますので、余裕をもってお申し込みください。

7 その他

- 助成金を受け取ることが決定した場合には、書類を一般の閲覧に供していただくことから、申請団体において、申請書類のデータあるいは写しを保管してください。
- 交付を決定した団体については、助成金を活用した事業の実施状況の報告会や、広報などへの御協力をいただく場合があります。
- 交付額に余剰が生じた場合には返還していただきます。
- 委員会の委員及び部会の専門委員の関係団体の申請について、当該委員は助成金交付に関する決定及び審査には関わらないこととしますので、貴団体の役員及び会員が委員会の委員及び部会の専門委員にいる場合は、助成金申請時にお申し出ください。
- 上記の場合を除き、今回の助成金に関して、委員会の委員及び部会の専門委員との接触があった団体の申請は無効とします。
- 交付を決定した団体は、政治資金規正法第 22 条の 3 に基づき、交付決定の通知を受けた日から同日後 1 年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附を行うことができません。
- 助成金により取得した物品等で、価格が 30,000 円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 条）に定める期間（10 年を超える場合は 10 年）、市長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することができません。
- 報告書への領収書の添付は 1 件 10 万円以上ののみとしますが、領収書等経費の支出を証する書類又はその写しは、金額に関わらず助成金交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存し、証拠書類を整備保管してください。
- 助成金により工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合において、1 件の金額が 1,000,000 円以上となると見込まれるときは、原則、市内事業者（横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に投棄されていない団体をいう。）により入札を行い、又は 2 人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければなりません。
- 助成金交付を受けた全ての団体において、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。また、助成金交付額のうち、消費税申告をしている場合には、消費税申告後 1 ヶ月以内に別途書類を提出のうえ、助成金を返還していただく必要がありますので御注意ください。
- この助成金は、令和 8 年度または令和 9 年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。

令和8年度よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金の手続について

1 手続きの流れ(予定)



2 提出書類

- ①交付申請書（第1号様式）、②計画書（第2号様式）、③収支予算書（第3号様式）、
- ④前事業年度の役員名簿、⑤前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿、
- ⑥前事業年度の事業報告書、⑦前事業年度の活動計算書、⑧当該事業年度の事業計画書、
- ⑨当該事業年度の活動予算書

3 提出期限

令和8年1月15日（木）17時まで

4 審査結果の通知

申請団体には、審査の結果を、郵送により通知します。（令和8年4月下旬予定）

5 助成金の請求手続

交付決定通知を受けた団体は、同封されている助成金の請求書により請求してください。

6 取組の報告

(1) 中間報告書

令和8年9～10月間に、よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金中間報告書を提出してください。
早期に事業が終了する見込みの場合は、担当までご相談ください。

(2) 最終報告書

最終自己評価及び取組結果を踏まえて、取組終了後30日以内に次の書類を提出してください。

- ・よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金報告書（第10号様式）
- ・報告書（第11号様式）、
- ・収支決算書（第12号様式）
- ・領収書等経費の支出を証する書類又はその写し（1件の金額が10万円未満のものを除く）
(活用経費部分(事業収支予算書の★をつけた項目)のみ)
- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第15号様式）
- ・仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（第15号様式-1または第15号様式-2）
- ・その他事業に関する資料（助成金を活用して制作したリーフレット、チラシなど）、

令和8年度よこはま夢ファンド助成スケジュール(予定)
(令和8年4月～令和9年3月) ※スケジュールは今後変更する可能性があります。

年	月	組織基盤強化		登録団体助成		
		組織基盤強化支援 (ワークショップ ～自己評価まで)	組織基盤強化 助成金	第1回 (事業対象期間： R8.4～R9.3)	第2回 (事業対象期間： R8.9～R9.3)	第3回 (事業対象期間： R8.12～R9.3)
7	12		募集開始	募集開始		
	1		募集締切	募集締切		
	2		事業部会による 審査	事業部会による 審査		
	3	NPO 組織基盤強化 ワークショップ	推進委員会による 審査	推進委員会による 審査		
		自己評価団体募集				
	4	結果の通知	結果の通知	結果の通知		
	5	自己評価 (1回目)	助成金の支払	助成金の支払		
	6				募集開始	
	7				募集締切	
	8	自己評価応募団体 情報交換会			事業部会による 審査	
	9	自己評価 (2回目)	中間報告書の提出		推進委員会によ る審査	募集開始
	10				結果の通知	募集締切
	11				助成金の支払	事業部会による 審査
	12	組織基盤強化助成 金団体募集開始				推進委員会によ る審査
	1	募集締切	最終自己評価			結果の通知
	2	事業部会による 審査				助成金の支払
	3	推進委員会による 審査				
	4	結果の通知				

担当(問合せ先)

横浜市市民局市民協働推進課 よこはま夢ファンド担当

住所：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話：045-671-4734、FAX：045-223-2032、メール：sh-fund@city.yokohama.lg.jp